

医科点数表の解釈

平成26年4月版

Web追補 No.3 (平成26年10月号)

平成 26 年 10 月 15 日作成

● 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

- 平成26年 9 月30日 厚生労働省告示第378号 (平成26年10月 1 日適用)
- 平成26年 9 月30日 厚生労働省告示第379号 (平成26年10月 1 日適用)
- 平成26年 9 月30日 保医発0930第 2 号 (平成26年10月 1 日適用)

頁	欄	行	変更前	変更後
985	—	上から 4 行目	(最終改正;平成26年 6 月30日 厚生労働省告示第276号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 1にて改正済み〕	(最終改正;平成26年 9 月30日 厚生労働省告示第378号)
994	—	上から 2 行目	(1) 人工股関節用部品	(1) 人工関節用部品
996	—	上から 2 行目	④ 関節窩ヘッド 155,000円	④ 関節窩ヘッド ア 標準型 155,000円 イ 外側補正型 164,000円 ウ 下方補正型 164,000円
996	—	上から 5 行目	(1) 上腕骨側材料 324,000円	(1) 上腕骨側材料 ① 標準型 324,000円 ② 特殊型 339,000円
1009	—	上から 4 行目	〔次行に追加〕	(5) 部品連結用 ① 縦型 185,000円 ② 横型 342,000円
1018	—	上から 3 行目	(平26. 3. 5 保医発 0305 5) (最終改正;平26. 8. 29 保医発 0829 9) 〔黄色網かけはWeb追補No. 2にて追加済み〕	(平26. 3. 5 保医発 0305 5) (最終改正;平26. 9. 30 保医発 0930 2)
1030	右	下から 1 行目	〔次行に追加〕	オ 部品連結用②横型を用いる場合は、セット(肋骨間用、肋骨腰椎間用又は肋骨腸骨間用)は1回の手術につき1セットを限度として算定できる。なお、医学的根拠に基づき2セット以上を算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその医学的根拠を詳細に記載すること。
1039	〔「059 オプション部品」の項中(1)及び(1-2)について以下のように改める。〕			
			(1) 人工関節用部品・一般オプション部品 (1-2) 人工関節用部品・カップサポート	オプション部品・OH—1 オプション部品・OH—1—2
1040	〔「065 人工肩関節用材料」の項中(6)について以下のように改める。〕			
			(6) リバース型・関節窩ヘッド・標準型 (6-2) リバース型・関節窩ヘッド・外側補正型 (6-3) リバース型・関節窩ヘッド・下方補正型	人工肩関節・SR—4 人工肩関節・SR—4—2 人工肩関節・SR—4—3
1040	〔「066 人工肘関節用材料」の項中(1)について以下のように改める。〕			
			(1) 上腕骨側材料・標準型 (1-2) 上腕骨側材料・特殊型	人工肘関節・EH—1 人工肘関節・EH—1—2
1128	〔下から 1 行目の次に以下のように加える。〕			
			東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第2条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件 (平成26年 9 月30日 厚生労働省告示第379号)	
			厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者は、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号)第九号に掲げる者のほか、平成27年 3 月31日までの間、住居の損壊その他の東日本大震災に起因するやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難を伴う患者を含むものとし、平成26年10月 1 日から適用する。	